

返戻金制度

返金規定

求人者を甲とし、縁日本株式会社を乙として、下記返金規約の通り契約を締結する。

- 乙が紹介し、甲が採用した人材が、自己都合による退職、または本人の責により解雇となった場合、既に支払われた第4条の報酬について、下記の基準に従い、乙は甲に返金するものとする。なお、人材の病気や不慮の事故等による勤務不可となった場合における退職については、原則乙は返金への責は負わない事とし、甲乙にて協議する事とする。甲が明示した採用条件と著しく異なる事による退職についても、乙は返金の責は負わない事とする。
- 返金日については、人材が甲を退職する月の翌々月末日とし、乙は甲の指定する口座に振り込むものとする。

振込手数料については乙の負担とする。

入職日から1か月以内での退職	報酬の100%返金とする。
入職日から2か月以内での退職	報酬の75%返金とする。
入職日から3か月以内での退職	報酬の50%返金とする。

事業所の名称及び所在地
縁日本株式会社
大阪府大阪市中央区瓦町4丁目6-8
ローレルタワー御堂筋本町1104